

令和4年8月23日

瀬戸内市議会議長
廣田 均 様

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和4年8月4日(木)、9日(火)、17日(水)、20日(土)
研修会名	第13回生活保護問題議員研修会
開催場所	オンライン
研修内容	<p>8月4日(木)</p> <p>① 基調講演 13:00~15:00 今こそ、生活保護をあたりまえの権利に！コロナ禍の生活保護を考える</p> <p>講師 吉永純 氏(花園大学教授)</p> <p>○貧困・生活保護をめぐる最近の状況</p> <ul style="list-style-type: none">・コロナで疲弊した生活が改善しないまま物価高騰が直撃・増えない賃金、下がる年金、下がったままの生活保護・支援の現場で炊き出しなど過去最高記録を更新中・生活困窮支援窓口の相談は増加している・借金があるので、生活保護につながらない <p>○生活保護が増えない理由</p> <ul style="list-style-type: none">・特例貸し付けによる応急的対応・生活保護への忌避感情(スティグマ) →生活保護は嫌、知らなかった 間違った価値観が広がっている・生活保護基準の引き下げの影響・自治体の生活保護運用の格差 <p>○当面の課題</p> <ul style="list-style-type: none">・消費税引き下げ



- ・年金減額をストップ
- ・生活保護基準の引き上げ
- ・生活困窮世帯への給付金支給
- ・特例貸し付け返済免除の拡大

○地方議員の出番

- ・自治体とは何か、行政の基本姿勢の確立を求める
- ・生活保護の最新の動きを実践する自治体を求める
- ・ケースワーカー配置基準の充足と専門性の確保を求める
- ・生活保護のしおりの作成を求める
- ・生活保護の意識を変えるポスター作成や広報を求める

② 講座 A 16:00~18:00

実践報告・利用しやすい生活保護をめざす議員活動

○扶養照会改善に向けた取り組み

報告者 小椋修平 氏 (足立区議会議員)

- ・コロナ禍で寄せられた相談
- ・扶養照会について議会で質問
 - 足立区では新規生活保護 2275 件 (2019 年) に対して金銭援助がされたのは 7 件 (0.3%)
 - 扶養照会は生活保護の申請を妨げているのではないか
- ・新型コロナ災害緊急アクション緊急政府交渉を実施
- ・東京都福祉局に生活困窮者対策を要請
- ・扶養照会の実施率の調査などが重要

○利用しやすい生活保護をめざす議員活動

報告者 上村正朗 氏 (村上市議会議員)

- ・生活保護制度の現状・課題を把握する
- ・現場職員の声を聴く
- ・生活保護の 2 つの目的 (最低生活保障・自立支援) を追求する

○誰でもできる身近な取り組みから

報告者 辻よし子 氏 (あきる野市議会議員)

- ・一般質問で取り上げる
 - 寛容性のある社会を築くための生活保護のあり方
 - 生活保護のしおりの改善
- ・生活保護申請の同行支援

9日 (火)

③ 講座 B 13:00~15:00

コロナで財源がないってホント？コロナ禍と自治体財政
講師 武田公子 氏（金沢大学教授）

- コロナ対策に係る国・地方の歳出の規模と主な使途
 - ・80兆円国債発行（2020年度補正）
 - ・20～21年度 コロナ対策費総額95.8兆円
 - ・22年度当初予算ではコロナ対策費5兆円
 - ・国による自治体への財政措置は
 - 全額国庫負担、交付税措置、地方債対応など
- コロナ対策関連支出の財源
 - ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
 - コロナ対応に限り、地方自治体が自由に使える
- 自治体財政は厳しいのか
 - ・自治体の財政負担は基本的には国庫支出金の上積みや臨時交付金でカバーされる
- コロナ禍と生活保護の動向
 - ・コロナ禍で生活保護受給者は増加しなかった
 - ・各種給付などで対応
- 生活保護費に関する自治体の財政負担
 - ・2015年をピークに若干減少している

④ 講座C 16:00～18:00

社協貸付1.4兆円-その功罪を考える

特例貸付からみえる生活困窮の現状・課題

講師 荻田藍子 氏（兵庫県社会福祉協議会福祉支援部長）

- 新型コロナ特例貸付の概況
 - ・生活困窮者に対して無利子または低金利で資金を融通
 - ・対象①低所得者②障害者世帯③高齢者世帯
 - ・特徴①生活再建のツール
 - ②貸付を通じた支援
 - ③地域の相互扶助のツール
- 貸付利用者の特徴
 - ・若者から高齢者まで幅広い世代が影響を受けている
 - ①不安定就業層と経済的困窮
 - ②外国人住民の不安定な生活基盤
 - ③債務整理・家計改善支援の必要性
 - ④経済格差にとどまらない社会的排除・孤立の影響
- 貸付現場の状況
 - ・急ピッチで進めた相談体制づくりと混乱

- ・相談職員の疲弊が起こった
- ・国が想定している以上に償還の期間が必要となる

○貸付を契機とした地域福祉の実践

- ・ネットワークによる個別支援
- ・協働の地域づくり

生活福祉資金特例貸付の意義と問題

講師 角崎洋平 氏 (日本福祉大学准教授)

○コロナ特例貸付とは何だったか

- ・特例貸付 328万4千件 (22.7.9現在)
- ・特例給付を行ったうえでの特徴
 - ①住民税非課税世帯への償還免除の予告
 - ②貸付時のニーズ把握の大幅簡素化
 - ③市町村社協以外への業務委託
 - ④全国的な「特例」を実施する事によって迅速な支給

○特例貸付問題の背景

- ・社会福祉協議会の過重労働
- ・次々に繰り返される場当たりの延長
- ・公務員が少なすぎる、委託に頼りすぎている
- ・生活福祉資金貸付制度に法律は存在しない

○償還・免除条件と借受世帯の不安

- ・2023年1月から償還が始まる
- ・借受世帯の返済不安
- ・償還免除の要件
 - ①住民税非課税世帯
 - ②生活保護受給を開始した場合
 - ③自己破産で破綻した場合
- ・「払え」という指導ではなく、ていねいな聞き取りと家計全体の将来見通しで判断すべきである

○貸付制度と給付制度の改革を

- ・生活福祉資金貸付の体制強化を
 - 相談業務に従事する者の安定雇用や財政措置が必要
- ・生活福祉資金は「お金」の相談窓口
 - 貸付以外の手立てを考える

17日(水)

⑤ 講座D 13:00~15:00

生活保護基礎講座+なんでも Q&A

講師 谷口伊三美 氏 (社会福祉士)

- 生活保護の知識で市民の権利を守る
 - 的確なアドバイスが必要
- 現場から生活保護の誤った運用をたどす
 - 地方議員の出番
- 生活保護制度の構造
 - ・法定受託事務であり、自治体は国の通知として示された処理基準に従った運用をしなければならない
- 生活保護の原理・原則
 - 4つの原理
 - ・生活保護の目的 (法第1条)
 - ・保護請求権の無差別平等 (法第2条)
 - ・健康で文化的な最低生活保障 (法第3条)
 - ・保護の補足性 (法第4条)
 - 4つの原則
 - ・申請保護の原則 (法第7条)
 - ・基準及び程度の原則 (法第8条)
 - ・必要即応の原則 (法第9条)
 - ・世帯単位の原則 (法第10条)
- 扶養義務について
 - ・扶養義務は保護の要件ではない
 - 扶養照会を制限する通知がでている (R3. 3. 30)
- クーラー購入費用も支給
 - 熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合
- 生活保護の申請
 - 役所は「受理しない」という対応はできない
 - 申請は口頭でも可能
 - 各種資料がなくても申請はできる
- 生活保護利用に際しての障壁
 - コロナ禍でも、今なお続く水際作戦
 - 貸付に誘導
 - 生活困窮者自立相談窓口などでストップ
- 自動車は、保護開始後に売却・処分を指導される
 - 保有が認められる場合がある
- 125cc以下の原付バイクは原則保有可
- 生活保護の運用、チェックポイント
 - ・実施体制、法定の目安が守られているか

- ・申請権が守られているか
- ・生活困窮支援の窓口と連携しているか
- ・クーラー等の支給漏れはないか
- ・高校生のアルバイトの取り扱いは適切か
- ・自動車、バイクの取り扱いは適切か
- ・要否判定は、適切に行われているか

「水際作戦」の実態と対応法

小久保哲郎 氏 (弁護士)

○住宅扶助基準額の意味

- ・「支給できる限度」の基準
- ・「実際の家賃が基準を超えたら不可」との根拠なし

○敷金・転居費用の支給が可能

- ・まず保護申請受理・適用

○生活保護申請のため同行の報告

- ・録音による担当者とのやりとり

○生活保護申請の注意点

- ・口頭で意思を示せばよい
- ・申請時に書類は必要ない
- ・住民票の移動は必要ない
- ・申請受理前に「指導」は行ってはいけない
- ・申請の意思がある場合、無条件に受理する

○水際作戦への対応策

- ・とにかく申請するよう助言
- ・予想される「水際作戦」の論点について知識を教示
- ・本人と連名の保護開始申請書を起案
- ・本人の生活困窮状態を具体的に記載
- ・職員の対応を具体的に記載
- ・予想される論点について判例・保護手帳等の根拠と本件へのあてはめを記載
- ・法律家への依頼
(法律相談・申請同行代理・審査請求代理・裁判代理)
→制度や事業の利用で原則自己負担なしになる

⑥ 講座 E 16:00~18:00

貧困化する外国人の医療・生活保障を考える

「生きていけない」困窮化する外国人

講師 大澤優真 氏

(つくろい東京ファンド生活支援スタッフ)

- 総在留外国人 285 万 9584 人 (2021. 6 月)
- 貧困の拡大
 - ・ホームレス化、貸付を受ける人が増加
 - ・コロナで常態化、表面化した
- 社会保障制度のない外国人
 - ・制度上、国保加入ができない外国人は約 10 万 8 千人
 - ・体調不良で重症化している
- 過酷な状況で生きる仮放免者たち
 - ・日本政府から「あなたは日本にいてはいけない」と言われたが、国に帰ることもできずに、入管に収容
 - ・病気などの事情で一時的に入管外で生活することが認められた
- 仮放免者の「生きていけない」生活
 - ・生活をするための賃金を得ることが禁止
 - ・健康保険や生活保護など社会保障制度も認められない
 - ・許可なしに県境をまたげない
 - ・1～数か月ごとに入管に出向いて再収容か否か判断される
- 困窮外国人の生活と命を存続させるために考えるべき課題
 - ・外国人の貧困を可視化させる必要 (データの整備)
 - ・生活・医療保障の拡充
 - 就労可の在留資格を出す、医療保険加入を認める等
 - ・入管体制の改善
 - 在留資格付与の在り方、地方自治体でも取組 等

無料低額診療事業を通して外国人の医療保障を考える

柳田月美 氏 (ソーシャルワーカー)

- 無料低額診療事業とは
 - ・生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または、低額な料金で診察を行う
 - ・無料低額診療事業を実施する医療機関 732 か所
 - ・利用者は 710 万人、うち生活保護 439 万人
 - ・院内処方是对象となるが、院外処方による薬代は対象外
- コロナ禍における無料低額診療事業の役割と限界
 - ・役割は高まっているが、医業収入の減少などで対応できない状況になっている

○移民・難民の医療問題

- ・緊急医療が必要な無保険の外国人を支える限界
- ・難民認定の仕組みの見直しの必要性
- ・外国人未払い医療費補填事業制度の見直しの必要性
- ・医療通訳制度の必要性

外国人住民への医療、保健福祉サービスの提供について

講師 高柳俊哉 氏

(さいたま市議会議員)

○さいたま市の外国人施策の現状と課題

- ・外国人住民 27839 人 人口比 2.08%
- ・さいたま市立病院 6 言語の自動問診器を設置
- ・令和 4 年 国保加入状況
155117 世帯 うち外国人 6902 世帯
外国人世帯は加入できない人も多い
- ・令和 3 年 生活保護受給者 外国人 293 世帯
- ・議会内で「生保バッシング」「外国人受給者に対するヘイト発言」がある

○令和 3 年 8 月 10 日の総務省通知

- ・30 種類の行政サービスが利用できると通知
- ・国から通知が来たが、さいたま市で利用している人はほぼいない
- ・十分な対応ができていないのが現状
- ・様々な言語の違う国からきているので、広報が充分でない

20 日 (土) 13:30~16:00

⑦ 特別企画 鼎談 人新世の「貧困論」とコモンの役割

講師 雨宮処凛 氏 (作家・活動家)

○コロナ禍での活動

- ・16 年間貧困の現場 (反貧困ネットワーク) で活動
- ・2020 年コロナ禍で相談体制を立ち上げた
- ・2 年半で 2000 件を超える相談 10~30 代が 6 割
- ・住まいがない、携帯が止まる、所持金も食糧もない
- ・あっという間にホームレス化してしまう
- ・保険証がない、住民票がない
- ・コロナに感染しても、自宅療養と言われても、自宅がない

- ・東京都に改善を求めたが、何も改善されない
- これまでの貧困とコロナ禍での貧困の違いは
 - ・若年化している、女性も増加している
 - ・リーマンショックの時は女性のホームレスはなかった
- 2022年大人食堂の活動
 - ・10、20代の若年層、女性や外国人が利用
 - ・住まいがあっても困窮している
 - ・フリーランスの人も多く来ている、支援がない
- 女性による女性のための相談会実施
 - ・スタッフ、弁護士などすべて女性
 - ・生理用品や食料、衣類なども受け取りやすい
 - ・複合的な相談が増えた
- ペット同伴で貧困になる
 - ・生活保護ならペットを処分しろと間違った指導
 - ・路上・車上などでペットと暮らす人もいる
 - ・ペットは家族、処分を求められるものではない
 - ・生活保護を受けてアパートなどでペットと暮らせるようにすることが必要

鼎談 人新世の「貧困論」とコモンの役割

斎藤幸平 氏（東京大学大学院准教授）

- 格差社会とコロナ禍
 - ・正社員は影響を受けていない
 - ・非正規労働者が影響を受けている
 - ・コロナの影響が二極化している
- 環境危機と戦争
 - ・気候危機とパンデミック、ロシアの戦争
 - ・世の中の危機、破局に向かっている
 - ・覇権の維持を目指すグローバルな闘争
 - ・日本は完全に置いていかれる
- 潤沢な社会に向けて
 - ・労働時間の削減 ワークシェア、育児休暇の拡大
 - ・金融資産、大型不動産、相続への課税強化
 - ・エッセンシャルワーカーに対する課税をやめる
 - ・都市への車乗り入れ制限
 - ・広告の制限、新規空港建設の禁止、国内線飛行機の制限、ビルの高さ制限
- 格差をなくしていくのみならず、同時に資本主義の在り方に歯止めをかけていくことが大事

コロナ下の生活保障の現状

尾藤 廣喜 氏 (弁護士)

- 「コロナ災害を乗り越える 命と暮らしを守る なんでも相談会」を開設 13500 件余 (2020 年から現在)
- 電話相談を踏まえた政策提言書
 - ・仕事がなくても十分な蓄えがなくても生きていける社会へ
 - ・「貸付」だけではなく「給付」中心の支援へ
 - ・「子ども」だけでなく「大人」に対する給付も
 - ・高齢者、障害者、生活困窮者等がインターネットに容易にアクセスできる
- 生活保護制度に関して
 - ・生活保護を受けやすくすることが重要
 - ①名称を「生活保障法」へ変更すること
 - ②広報、啓発活動をする
 - ③扶養照会の原則禁止
 - ④自動車保有要件の緩和
- 制度の利用制限で生活に行き詰まる人々
 - ・今回の生活困窮支援策の中心は社会福祉協議会の貸付
→総額約 1 兆 3700 万円
 - ・今後は返済が難しい、自己破産しかないという人が激増する予想がされている
- 生活保護制度の利用に対して強い忌避感
 - ・生活保護だけは使いたくない、受けたくないという人が多い
 - ・生活保護バッシングの影響が強くある
- 世界的に見ても異常な 24 年間に及ぶ賃下げの状況
 - ・原因は非正規雇用の増加
 - ・65 歳以上の雇用が進んだが、非正規雇用
- 小中高生の自殺の増加
 - ・この 15 年間で 4 倍に増加している
- ロシアのウクライナ侵攻の下で
 - ・軍事費の増額の圧力
 - ・異常な物価の上昇
 - ・アベノミクスの矛盾の激化 (異次元の金融緩和策)
 - ・円安体質は変えられない
 - ・国民の生活よりも軍事費の増強へ
- 生活保護の利用者が増加しない理由

	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の自民党議員による生活保護バッシング ・「生活保護には不正受給が蔓延している」「生活保護を受けることが恥だと思わないことが問題」「基準が高すぎる」などの攻撃 ・扶養調査の厳正化 ・生活扶助基準の引き下げ <p>○生活保護制度改善に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利性の確立 ・水際作戦の根絶 ・自動車保有の緩和 ・扶養照会の改善 ・大学等への進学保障の制度化 ・生活保障法への名称変更
<p style="text-align: center;">所感</p>	<p>日本における社会保障は、コロナ禍において、「給付中心」ではなく、「貸付中心」の支援であった。緊急的に対応できたのは、良い結果につながったところもある。しかし、コロナ禍が収束しないまま、貸付に対する返還が始まってしまうことは問題で、返還の開始時期など見直しが必要になっている。</p> <p>現在は、コロナ禍だけでなく、ロシアのウクライナ侵攻による情勢不安と円安や物価高騰などが起きている。このように長い期間不安定な時期が継続すると思っていなかったかもしれないが、コロナ禍も収束していない状況なので、国において早急な見直しと対応が必要である。</p> <p>また、市においても対応可能なことには改善を求めていかなければいけないと感じた。</p> <p>生活保護の制度は、日本における命と暮らしを守るための最後の砦である。しかし、国会での質問や世間の噂など正しく広く認識されていない。生活保護を利用しやすい状況にすることが様々な講師から具体的に提案されていた。国において各講師が提案されていたように改善されることが必要であると感じた。</p> <p>外国人を取り巻く社会保障の状況は初めて知ることばかりだった。グローバルな社会に変化している現在、日本の制度の改善が必要と感じた。</p> <p>どの人も取り残されることなく、命と暮らしを守り、憲法に保障された「最低限度の生活」を保障される世の中にするために、活動を継続することが必要と感じた。</p>